

京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定

建築協定区域

京都市伏見区桃山与五郎町の桃南会（自治会組織）員が居住する地区

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

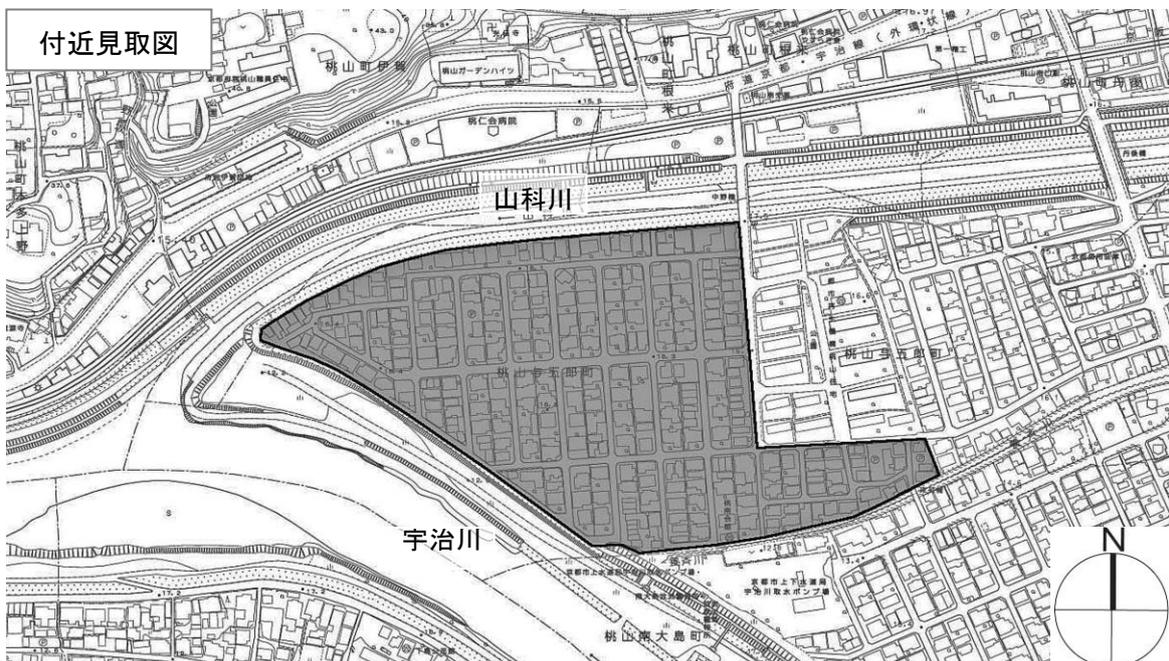
第1条 この協定書は、建築基準法及び京都市建築協定条例に基づき、第5条に定める区域内における建築物の敷地、位置、形態及び用途に関する基準について協定し、良好な住宅地としての環境を高度に維持推進することを目的とする。

■建築物の制限

第6条 協定区域内の建築物の敷地、位置、形態及び用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 1戸建専用住宅又は次に掲げる用途を兼ねる1戸建住宅とする。
 - ア 事務所、診療所、医院、助産所及び学習塾
 - イ 日用品又は食料品の販売を目的とする小売店舗
 - ウ 理髪店又は美容院
 - エ 自家販売のための食品製造業（食品加工を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋及び菓子屋並びに畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業の店舗。ただし、原動機を使用する場合にあっては出力合計が0.75キロワット以下のものとする。
 - オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房。ただし、原動機を使用する場合にあっては出力合計が0.2キロワット以下のものとする。
 - カ その他アからオまでに定める用途に類するもので、委員会が環境上支障ないと認めたもの。
- (2) 建築物の高さは11メートル以下とし、地上階数が3以下で、軒高は地盤面より7.5メートル以下とする。
- (3) 敷地については建築基準法の法令に定める規制によるほか、次の基準によるものとする。
 - ア 1敷地の面積は、100平方メートル以上とする。
 - イ 建築物の隣地からの距離は、境界線より原則として50センチメートル以上とし、かつ日照、採光、通風及び防災等を考慮し、良識をもってできるだけ空地をもうけるものとする。
 - ウ 境界線から1メートル未満の距離で他人の敷地が観望できる位置に窓又は緑側を設ける場合は、目隠を設ける等プライバシー侵害防止の措置を講ずるように努力するものとする。

付近見取図





京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定区域図

